

建設工事に係る予定価格の積算内訳の公表要領

平成 28 年 11 月 2 日

総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の向上を図るため、予定価格の積算内訳（変更契約に係るものを除く。）の公表に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 加古川市財務規則（昭和 44 年 5 月 31 日規則第 13 号。以下「規則」という。）第 80 条（規則第 93 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき算出した価格をいう。
- (2) 積算内訳 競争入札に付する又は見積書を徴取するときに定める予定価格の算出に用いた工事価格について、一定の範囲で定める項目ごとの名称及び金額を明示したものをいう。ただし、金額については、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。
- (3) 公共建築工事内訳書標準書式 国土交通省により統一基準として示された内訳書の標準書式をいう。

(公表の対象工事)

第3条 積算内訳を公表する対象工事は、予定価格が 130 万円を超える工事とする。ただし、事後の契約において予定価格を容易に類推させ、入札又は見積り実施の目的を達成することができなくなる等、同種の契約事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合は、これを公表しないものとする。

(公表の内容)

第4条 公表する内容は、表紙及び積算内訳で構成された積算内訳書に記載する次の内容とする。

(1) 表紙

- ア 工事番号
- イ 工事名称
- ウ 工事場所
- エ 工事概要

(2) 積算内訳

- ア 土木工事、プラント設備工事、農業土木工事及び上水道工事の場合
別表に定める工事工種体系の階層区分の事業区分から種別に準じるものの名称、単位、数量及び金額
- イ 建築工事又は建築設備工事の場合
公共建築工事内訳書標準書式に準じた種目別内訳書、科目別内訳書及び中科目別内訳書の名称、単位、数量及び金額

(公表の期間)

第5条 積算内訳の公表は、当該工事の契約締結後速やかに行い、期間は契約を締結した日の属する年度及びその翌年度末日までとする。

(公表の方法)

第6条 積算内訳の公表は、行政資料室（加古川市行政資料室における行政資料の収集管理等に関する要綱（平成17年7月1日総務部長決定）第3条に規定する行政資料室をいう。）において公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日以降に契約締結の工事について適用する。

別表（第4条関係）

工事工種体系表

階層区分	内 容	階層区分に含まれる項目の例
事業区分	工事発注単位とした階層区分	道路新設・改築、道路維持修繕、公園緑地整備 下水道施設整備 等
工事区分	発注規模を考慮し事業区分を分割した階層区分	道路改良、舗装、道路維持、基盤整備、植栽、施設整備 管路、処理場・ポンプ場 等
工 種	工事区分を構成する要素のうちで、一定の構造をもつ部位を施工するための一連作業の総称	道路土工、カルバート工、排水構造物工 敷地造成工、園路広場整備工 管きょ工、マンホール工、吐口工 等
種 別	体系全体の見通しを良くするために、工種と細別をつなぐ階層区分	掘削工、路体盛土工、場所打杭工 法面整形工、アスファルト舗装工 管布設工、管路土留工、石積工 等
細 別	工事を構成する基本的な単位目的物もしくは単位仮設物として分類する階層区分	埋戻（ルーズ）、コンクリート 法面整形（切土部）、表層工（歩道部） 鉄筋コンクリート管 等
規 格	細別を構成する材料等の客観的な材質・規格を表現し、細別を更に分類する階層区分	24-8-25N（コンクリートの規格） 1種φ800（鉄筋コンクリート管の規格）
積算要素	細別の価格算定上の構成要素	ダンプトラック運搬 コンクリート打設

備考

- 1 階層区分の事業区分から種別までの情報は公表すべき情報とする。ただし、階層区分の判断が困難な場合は、工種に近い方を選択するものとする。
- 2 諸経費の計算式は公表しないものとする。